

【日 時】 令和5年12月1日（金）14時00分～16時00分

【場 所】 可児市役所 4階第1会議室

【出席者】（委員）11人（50音順・敬称略）

会長 中島美幸、大池かおり、奥村隆一、片桐妙子、近藤利恵、
祖父江義美、本田聡子、三川真智、山田博司、山田牧子、吉田尚子
（事務局）5人

部長 日比野慎治、課長 田島純平、人権・国際係長 木村彰伯、
人権・国際係主任 照山彩乃、人権・国際係主事 梅村萌

【欠席者】副会長 前田伸寿

1. 開会

会長あいさつ

2. 議事

第1号 「(仮称)第四次可児市男女共同参画プラン」策定について

○事務局 資料1に基づいて説明

主な意見等

○委 員 困難女性支援法が令和6年4月1日から施行される。その内容を反映させて欲しい。

51ページ「施策③支援が必要な人への対応」の「N0.62 困難な状況の人たちへの総合的な支援」と「N0.61 ひとり親家庭への総合的支援」の概要が同じ文章になっている。この部分を困難女性支援法が対象とする、性的被害を受けている人や、家庭の状況、生活困窮、地域社会との関係性、その他様々な事情によって日常生活または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱えた女性に対する支援について記載してもらえると良いのではないかと考える。

また、この法律名とヤングケアラーという言葉に記載出来たら良いと考える。

○事務局 法律は令和6年4月施行、プランの策定は令和6年3月となり、プラン策定は法律施行前であるので、具体的施策については担当課と協議したい。

用語については、5ページの年表の令和5年度の部分に、改正DV防止法と同様な記載方法で、「困難女性支援法公布（令和6年4月1日施行）」と記載することは可能である。

○会 長 施行されることが分かっているので、この部分は緊急に担当課と検討していただきたい。

○事務局 福祉支援課が作成している計画は今年度改定の年で作成途中、子育て支援課が作成している計画は来年度以降改定になるので、双方確認して事務局の対応を検討したい。

○会 長 困難女性支援法については重要な部分になるので、担当課と協議のうえ対応願いたい。また、ヤングケアラーを男女の計画で扱うか福祉関係の部署で扱うかについても担当課と協議のうえ対応願いたい。

DVの相談内容の周知について、SNSを活用するというのはいかがでしょうか。チャット形式だと相談しやすいという声をニュースで聞いたことがある。ただ、チャット形式だと職員等対応する人がいないと難しいと思うので、有効な手段であるとは思いますが、体制が作れるかの検討が必要である。

- 委員 どの手法が良いかは、個人や年齢によって変わってくる。電話やチャット、ショートメール等はその場ですぐ答える必要があり、高度な対応が求められるので難しい部分もある。
- 手法の一つとして、婚姻届を提出する際や、妊娠後に手帳を渡したり健診に来所したりする際に、カードやリーフレットなどを1つのパックにして渡すのが効果的ではないかと思う。
- 会長 41ページの体系図の最後に、対応するページを記載すると見やすくなると思うが対応可能か。
- 事務局 対応可能であるので修正する。
- 委員 DV等について、被害者の支援については記載があるが、加害者への支援等与える側の問題を解決するという内容を記載しても良いのではないか。
- 委員 加害者は加害者意識が無い。加害者更生プログラムに関わったことがあるが、加害者に変化が見られなかったこともある。プログラムの開発者に話を聞いたところ、「この社会に戦争や暴力が無くならない限り絶対に変わりません」とはっきり言われたことがある。
- 外国では“男らしさ”という言葉に、“有害な男らしさ”というフレーズがある。“男らしさ”には、支配性や暴力性など有害な部分があるというものである。なので、暴力等を無くす一番大事なことはジェンダーフリーになることだと考える。
- 会長 加害者が減らない限りDV等暴力の問題は終わらないので、加害者へのサポートは重要であり、必要性を感じる。しかし、日本では被害者支援について十分に手が届いておらず、被害者の救済が先だというのが我が国の現状である。
- 今後も被害者・加害者への施策を審議会のような場で共有しながら、施策を広げ深めていくということが大切である。

その他について

- 事務局 今後のスケジュールと委員報酬について説明

16:00 終了